

閲覧用

令和3年度加美町農業委員会
第4回定例総会議事録

令和3年7月26日（月）

加美町小野田支所 2階会議室

加美町農業委員会

令和3年度第4回定例総会 議事録

1 開催日時 令和3年7月26日(月)午後1時30分～午後2時3分

2 開催場所 加美町小野田支所 2階会議室

3 出席委員(17名)

会 長	19番	三 浦 泉
会長職務代理者	18番	伊 藤 登 喜 子
委 員	1番	星 榮 喜
〃	2番	澁 谷 幹 男
〃	3番	半 田 守
〃	4番	畠 山 義 信
〃	5番	杉 村 昭 宏
〃	6番	猪 股 弘
〃	7番	三 嶋 秀 二 郎
〃	9番	千 葉 連 悦
〃	10番	板 垣 文 一
〃	11番	小 山 京 子
〃	12番	佐 々 木 照 義
〃	13番	山 本 成
〃	14番	尾 形 徳 夫
〃	15番	中 村 貴 美 子
〃	16番	畠 山 智 史

4 欠席委員(2名)

委 員	8番	今 野 修
〃	17番	佐 藤 と も

5 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名	
日程第2	会期の決定	
日程第3	会議書記の指名	
日程第4	報告第11号	非農地証明書の交付について
日程第5	報告第12号	農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第6	報告第13号	農地転用許可後の工事進捗状況及び 工事完了報告について
日程第7	議案第13号	空き家に付属した農地の指定について
日程第8	議案第14号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第9	議案第15号	農地法第4条の規定による許可申請について
日程第10	議案第16号	農地法第5条の規定による許可申請について
日程第11	議案第17号	農用地利用集積計画の審査について

6 説明のため出席した職員

農業委員会事務局長（書記）	嶋津寿則
農業委員会事務局農地係長	畠山明大
農業委員会事務局主事	青砥沙織

7 議事の経過及び結果

次のとおり。

第4回定例総会 議事の経過及び結果

〈午後1時30分 開会〉

*事務局（嶋津寿則事務局長） それでは定刻でございますので、只今より令和3年度加美町農業委員会 第4回定例総会を開催いたします。

農業委員会 会議規則第4条の規定により、会長が議長となりまして、議事を進行していただきます。会長よろしく申し上げます。

*議長（三浦泉会長） 本日は令和3年度、加美町農業委員会 第4回定例総会にご出席、大変ご苦労様です。

ただいまの出席委員は17名です。8番 今野修委員、17番 佐藤とも委員から欠席の通告があります。定例総会の定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。本日も慎重な審議をお願いいたします。

日程第1 議事録署名委員の指名

*議長（三浦泉会長） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は、18番 伊藤登喜子委員、1番 星榮喜委員をお願いいたします。

日程第2 会期の決定

*議長（三浦泉会長） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例総会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 会議書記の指名

*議長（三浦泉会長） 日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、事務局長 嶋津寿則君を指名いたします。なお、本定例総会の事務従事者として事務局長以下の関係職員を任命します。

それでは、議案の審議に入ります。

日程第4 報告第11号 非農地証明書の交付について

- *議長（三浦泉会長） 日程第4、報告第11号 非農地証明書の交付について、事務局より報告いたします。
- *事務局（畠山明大係長） 報告第11号、非農地証明書の交付について。このことについて、別紙のとおり非農地証明願があり、現地調査等による審査の結果、農地法の適用を受けないものであると認め、証明書を交付したので報告いたします。
令和3年7月26日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。
今月の非農地証明願は1件でございます。

《非農地証明》

報告書番号1

申請者 A氏 菜切谷字青木原…番地

所在地 菜切谷字青木原…番…の畑

現況 宅地

面積 2,837㎡

平成16年8月 農地法第5条転用許可を受け畜糞処理施設用地として利用していたが、地目変更登記を行わないまま現在に至る

7月15日現地確認後 証明書を発行済
[以上1件の非農地証明書交付について説明。]

- *議長（三浦泉会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

- *議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これにて報告第11号を終了いたします。

日程第5 報告第12号 農地法第18条第6項の規定による通知について

- *議長（三浦泉会長） 日程第5、報告第12号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より報告いたします。
- *事務局（青砥沙織主事） 報告第12号 農地法第18条第6項の規定による通知について。このことについて、別紙のとおり通知があったので報告いたします。
令和3年7月26日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。
今月の農地法第18条第6項の規定による通知は3件でございます。

報告書番号 1
貸人 B氏
借人 C氏
所在地 字田中…番…の田 外 2筆
面積 合計 5, 1 1 2 m²
基盤強化促進法

報告書番号 2
貸人 D氏
借人 E氏
所在地 上狼塚字新田前…番の田 外 4筆
面積 合計 3, 6 1 9 m²
基盤強化促進法

報告書番号 3
貸人 F氏
借人 G氏
所在地 字雷南…番の田 外 1筆
面積 合計 2, 9 8 7 m²
基盤強化促進法

[以上 3 件の賃貸借の合意解約について説明。]

*議長（三浦泉会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「はい」の声あり—

*議長（三浦泉会長） はい、7番 三嶋委員。

*7番（三嶋秀二郎委員） 賃貸借を解約する際、貸人と借人は一緒に手続きにいらっしゃるのですか。申請番号3番については貸人が埼玉県の方ですが、こういった場合、文書のやり取りで手続きできるのでしょうか。

*議長（三浦泉会長） では事務局。

*事務局（青砥沙織主事） 借人であるG氏は直接事務局にいらして手続きしておりますが、貸人のF氏とはお電話で内容を確認したのちに書類を郵送し、やり取りさせていただきました。

*議長（三浦泉会長） ほかに質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これにて報告第12号を終了いたします。

日程第6 報告第13号 農地転用許可後の工事進捗状況及び工事完了報告について

*議長（三浦泉会長） 日程第6、報告第13号 農地転用許可後の工事進捗状況及び工事完了報告について、事務局より報告いたします。

*事務局（畠山明大係長） 報告第13号 農地転用許可後の工事進捗状況及び工事完了報告について。このことについて、別紙のとおり工事進捗状況及び工事完了報告書の提出があったので報告いたします。

令和3年7月26日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。

今月の農地転用許可後の工事進捗状況及び工事完了報告は2件でございます。

報告書番号1

駐車場用地

許可地 字長檀…番…

面積 312㎡

令和3年6月24日完了

報告書番号2

建売住宅建設

許可地 字大門…番… 外1筆

面積 合計1,564㎡

令和3年3月30日完了予定（進捗率 80%）

[以上2件の進捗状況及び完了報告について説明]

*議長（三浦泉会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これにて報告第13号を終了いたします。

日程第7 議案第13号 空き家に付属した農地の指定について

日程第8 議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について

*議長（三浦泉会長） 日程第7、議案第13号 空き家に付属した農地の指定について
日程第8、議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について、以上2件は
関連した案件がございますので、会議規則第10条の規定に基づき一括審議といた
したいと思います。これにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） 異議なしと認めます。よって、議案第13号及び、議案第14
号を一括審議とすることに決定いたしました。
本件について、事務局より議案の説明をさせます。

*事務局（青砥沙織主事） 議案第13号 空き家に付属した農地の指定について。この
ことについて空き家に付属した農地の別段の面積取扱基準第7条に基づき、指定の
申請があったので審議されたい。
令和3年7月26日提出。加美町農業委員会会長、三浦泉。
空き家に付属した農地の指定は1件でございます。

申請人 H氏 仙台市泉区七北田字東裏…番の…
指定する農地 字上野原…番の畑
面積 623㎡

詳細の位置図等は議案書13ページにございます。申請地は加美町役場小野田支
所から南東約600mのところの位置しており、宅地との位置関係は14ページに
ございます。申請の農地は斜線部となりまして、宅地はその下の……の部分でござ
います。（誓約書・利用計画書の添付あり）

[以上1件の申請について説明]

*事務局（青砥沙織主事） 議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について。
下記農地について農地法第3条第1項の規定により許可申請があったので審議され
たい。
令和3年7月26日提出。加美町農業委員会会長、三浦泉。
今月の農地法第3条の許可申請は2件でございます。

申請番号1

渡人 H氏

受人 I氏

申請地 字上野原の畑 1筆

面積 623㎡

転居者である受人へ売買するもの（空き家に付属する農地）

申請番号 2
渡人 A氏
受人 J氏
申請地 菜切谷字青木原の畑 7筆
面積 合計 32,386 m²
後継者へ贈与するもの

[以上2件の許可申請について説明]

*議長（三浦泉会長） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明を、農地法第3条、申請番号1番について、18番 伊藤登喜子委員お願いします。

*18番（伊藤登喜子委員） 7月16日に私と藤原推進委員、畠山係長、青砥主事で現地を確認し、申請者の代理人であるK社の担当者にお話を伺ってまいりました。申請地は草が茂っていましたが、トラクターで耕起すれば家庭菜園としてすぐに使用することができる状態でございます。

譲渡人、譲受人に聴取り調査を行った結果、地域調和要件に支障ないものと判断いたしました。以上です。

*議長（三浦泉会長） ご苦労様でした。現地調査の結果並びに補足説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「はい」の声あり—

*議長（三浦泉会長） はい、7番 三嶋委員。

*7番（三嶋秀二郎委員） 空き家の周囲に付属した農地を、今回所有権移転するということですが、この場合農地だけ所有権移転することはできるのですか。

*事務局（青砥沙織主事） 空き家に付属する農地の所有権移転は、町の空き家バンクに登録されている空き家に付属している農地であれば、5反歩要件を満たさずとも農地を取得できるものでございます。空き家と農地の所有者が一緒であることが必要ですので、農地のみの所有権移転はできません。

*7番（三嶋秀二郎委員） 空き家の所有権移転自体は農地でないため、ここには挙がらないということですね。わかりました。

*議長（三浦泉会長） ほかに質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

- *議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。
これより議案第13号 空き家に付属した農地の指定についての採決を行います。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

- *議長（三浦泉会長） ご異議なしと認めます。よって議案第13号 空き家に付属した農地の指定については、原案のとおり決定いたしました。
次に、議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請についての採決を行います。
お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

- *議長（三浦泉会長） ご異議なしと認めます。よって議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程第9 議案第15号 農地法第4条の規定による許可申請について

- *議長（三浦泉会長） 日程第9、議案第15号 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より議案の説明をさせます。

- *事務局（畠山明大係長） 議案第15号 農地法第4条の規定による許可申請について。
下記農地を農地以外の目的に供するため農地法第4条第1項の規定により許可申請があったので審議されたい。
令和3年7月26日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。
今月の農地法第4条の許可申請は1件でございます。

申請番号1

申請人 L氏 字鹿原田羅目記…番地

申請地 字上野原…番…

面積 511㎡

申請事由 居宅建築

事業資金 自己資金 …万円

事業計画 令和3年8月1日着工予定 / 令和3年12月31日完成予定

申請地は加美町小野田支所の南東約600mに位置し、小野田市街に連続する「住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている」区域にある農地であることから第3種農地と判断いたしました。

[以上1件の許可申請について説明]

* 議長（三浦泉会長） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明を、16番 畠山智史委員お願いします。

* 16番（畠山智史委員） 令和3年6月15日、尾形徳夫委員、伊藤登喜子委員、嶋津局長、畠山係長、私、の5名にて現地調査を行ってまいりました。周辺の農地等に係る営農条件の支障の有無ということで、盛土は行わず用排水施設はございません。雨水は東側既設水路に放流し、生活雑排水は公共下水道へ接続するため支障はなく、許可相当と判断いたしました。以上でございます。

* 議長（三浦泉会長） ご苦勞様でした。現地調査の結果並びに補足説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

* 議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより議案第15号 農地法第4条の規定による許可申請についての採決を行います。お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

* 議長（三浦泉会長） ご異議なしと認めます。よって議案第15号 農地法第4条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程第10 議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請について

* 議長（三浦泉会長） 日程第10、議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より議案の説明をさせます。

* 事務局（畠山明大係長） 議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請について。下記農地を農地以外の目的に供するため農地法第5条第1項の規定により許可申請があったので審議されたい。

令和3年7月26日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。

今月の農地法第5条の許可申請は2件でございます。

申請番号1

渡人 M氏 柳沢字桧葉野屋敷…番地
受人 N氏 仙台市太白区八本松2丁目…号
申請地 柳沢字桧葉野屋敷…番…
面積 236㎡
申請事由 使用貸借による作業場建設
事業資金 自己資金 …万円

事業計画 令和3年8月1日着工予定 / 令和3年11月30日完成予定

申請地は加美町宮崎支所の南東約1.6kmに位置し、桧葉野集落内に介在している農地で、第1種農地、第3種農地のいずれにも該当しない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断しました。渡人の子である受人が申請地を無償で借り倉庫兼作業場を建築するもので、用途が農業用施設であり、申請地周辺においても第3種農地はなく、他に申請者が当該目的に使用することが可能な土地がないことからやむを得ないと判断いたしました。

申請番号2

渡人 O氏 字原焼橋…番地…

受人 P氏 同上

申請地 字原焼橋…番… 外1筆

面積 合計535㎡

申請事由 使用貸借による一般住宅建設

事業資金 自己資金 …万円 / 借入金 …万円

事業計画 令和3年8月1日着工予定 / 令和4年2月1日完成予定

申請地には昭和50年頃、渡人が住宅を建築し現在に至っております。渡人の息子夫婦と孫である受人が、住宅の建て替えを計画し権利関係を調査したところ、違反転用が判明したものであります。渡人から始末書の提出がございます。

申請地は加美町小野田支所の北西約2.5kmに位置し原焼橋集落内に介在している農地で、第1種農地、第3種農地のいずれにも該当しない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断しました。渡人の息子夫婦と孫が申請地を無償で借り住宅を建築するもので、用途が宅地の拡張であり、申請地周辺においても第3種農地はなく、他に申請者が当該目的に使用することが可能な土地がないことからやむを得ないと判断いたしました。

[以上2件の許可申請について説明]

* 議長（三浦泉会長） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明を、16番 畠山智史委員お願いします。

* 16番（畠山智史委員） 先程と同日、同メンバー5名にて現地調査を行ってまいりました。

申請番号1番につきまして、申請地には現在ビニールハウスが設置されており、農業用機械の格納庫として使用されています。今回そのビニールハウスを撤去し、新たに作業場を建築するというところでございました。盛土は行わず農業用の用排水施設はございません。雨水は隣接既設水路に放流、生活雑排水は公共下水道へ接続するため支障はなく、許可相当と判断いたしました。

続きまして申請番号2番についてですが、こちらも盛土は行わず農業用の用排水施設はございません。雨水は既設水路に放流、生活雑排水は公共下水道へ接続するため支障はなく、許可相当と判断いたしました。以上でございます。

*議長（三浦泉会長） ご苦勞様でした。現地調査の結果並びに補足説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「はい」の声あり—

*議長（三浦泉会長） はい、5番 杉村委員。

*5番（杉村昭宏委員） 申請番号1番についてですが、渡人と受人とでお住まいの住所が違いますが、お二人は親子関係ということですよ。事業者が仙台市にお住まいのN氏であり、申請地を選定した理由に“自宅の敷地内にあり作業の用に供しやすい”とありますが、N氏はこちらに帰ってきて農作業するということでしょうか。

*議長（三浦泉会長） では事務局。

*事務局（畠山明大係長） N氏はM氏の息子さんでございます。もともとN氏は仙台市でお仕事をされていたようですが、身体を壊しお仕事を辞めて、現在は週の4日ほどご実家に戻られ、こちらでお仕事をしている状況です。週末だけ仙台に帰っているということでしたので、住所は仙台市となっておりますが、ほぼご実家にいる状況であることから、自宅の敷地内という表記は指摘しませんでした。申し訳ございません。

*議長（三浦泉会長） ほかに質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより、議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請についての採決を行います。お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） ご異議なしと認めます。よって議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定しました。

日程第 1 1 議案第 1 7 号 農用地利用集積計画の審査について

*議長(三浦泉会長) 日程第 1 1、議案第 1 7 号 農用地利用集積計画の審査について、事務局より議案の説明をさせます。

*事務局(青砥沙織主事) 議案第 1 7 号 農用地利用集積計画の審査について。下記農地について農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定により審査決定を求められたので審議されたい。

令和 3 年 7 月 2 6 日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。
今月の農用地利用集積の審議は、売買 2 件でございます。

申請番号 1

渡人	Q 氏
受人	R 社
申請地	平柳字城野の田 1 筆
面積	1, 2 9 1 m ²
権利移動の種別	売買
売買金額	総額…万円

申請番号 2

渡人	F 氏
受人	S 社
申請地	字西八石の田 外 1 1 筆
面積	合計 1 8, 7 9 7 m ²
権利移動の種別	売買
売買金額	総額…万円

以上 2 案件で、田 1 3 筆 面積 2 0, 0 8 8 m²。これらの案件の計画内容は、経営面積、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項に規定する要件を満たしているものと判断されます。

[以上 2 件の集積計画について説明]

*議長(三浦泉会長) 議案の説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

— 「なし」 の声あり —

*議長(三浦泉会長) 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより議案第 1 7 号 農用地利用集積計画の審査についての採決を行います。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第17号 農用地利用集積計画の審査については、原案のとおり決定いたしました。

*議長（三浦泉会長） 以上をもちまして、本日の案件はすべて議了いたしました。これで令和3年度第4回 加美町農業委員会定例総会を閉会いたします。
大変ご苦労さまでした。

〈午後2時3分 閉会〉

この議事録は、事務局長 嶋津寿則が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、署名押印する。

令和3年7月26日

議 長 三 浦 泉

署名委員 伊 藤 登 喜 子

署名委員 星 榮 喜